

令和元年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月27日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第74号から議第103号まで

(平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他29件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第105号

(事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 発議第2号

(野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第3 意見書第10号から意見書第14号まで

(太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案) 他4件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦労さまです。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第74号から議第103号まで、平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、他29件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

○議長(橋 俊明君) ちょっと待って下さい。暫時休憩します。

(午後1時02分 休憩)

(午後1時40分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

去る9月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第92号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例について審査いたしました。

委員から、「一般職員について、今、地域手当はどうなっているのか。また、会計年度任用職員はどうか」との質疑に対し、「地域手当は規則で6%以内と定めている。付則で当分の間支給しないと規定している。会計年度任用職員も同じである」との答弁がありました。

また、「フルタイム職員、パートタイムの職員とは」との質疑に対し、「フルタイム職員は1日7時間45分を週5日勤務で、パートタイム職員は1日の勤務が7時間45分以下、または週4日以下の勤務である。本市雇用の嘱託職員、臨時職員は全て会計年度任用職員に移行することになる」との答弁がありました。

また、「再任用職員はフルタイム職員に該当するのか」との質疑に対し、「再任用職員は正規職員であり、この制度とは全く別である」との答弁がありました。

また、「野洲市全体のフルタイム職員とパートタイム職員の人数はそれぞれ何人か」との質疑に対し、「勤務時間の差異による数値の資料は持ち合わせていないが、7月1日現在で正規職員は病院職員含め692名、嘱託職員が217名、臨時職員が519名、合計1,429名である」との答弁がありました。

また、「基本的に、市が雇用する職員はこの会計年度任用職員と正規職員の2種類だけになるという認識でいいのか」との質疑に対し、「正規職員以外に働く職員は会計年度任用職員になっていく」との答弁がありました。

また、「会計年度任用職員は組合との協議もされていると思うが、スケジュールはどうなってるのか」との質疑に対し、「組合とは協議をしており、一応この条例の概要については伝え、おおむね理解いただいている」との答弁がありました。

また、「市長の本会議場での答弁で、これをやると1億円ぐらいの持ち出しが必要と言われていたが、どういうことなのか」との質疑に対し、「新たに期末手当、特殊勤務手当等についても正規職員と同様の形で支給することとなる。半年以上雇用した職員には退職手当を支給するための負担金を積み立てていくので、1億円程度は市の財政負担が生じてくる」との答弁がありました。

採決の結果、議第92号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第93号野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「育児休業について法律に準じてやると言うが、それ以外に野洲の独自の裁量で定めた部分はあるのか」との質疑に対し、「育児休業の部分に関しては、従前から非常勤職員の育児休業については雇用期間が短いので該当者も多くなかった。会計年度任用職員の制度がきっちり整備され、非常勤職員の扱いが明文化されたので、その部分に該当する職員については育児休業の規定を条例に明文化した」との答弁がありました。

また、「育児休業は1歳6カ月から2歳に達するまでとは、条例で半年間延ばそうということなのか」との質疑に対し、「非常勤職員の育児休業については、原則1年、お子さんが1歳に達するまでが基本となっており、事情によっては1歳6カ月、場合によっては2歳まで取得できるということで、法律にのっとって条例で規定を整備している」との答弁がありました。

採決の結果、議第93号野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例は、全員賛成で原

案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第94号野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「成年被後見人等の権利の制限に係る処置について、具体的な事例を」との質疑に対し、「成年被後見人の方は、例えば公務員では、地方公務員、国家公務員、自衛官、また弁護士、医師にはなれないという規定が法律上設けられていた。今回の法改正により、この部分の引用規定について削除するものである」との答弁がありました。

採決の結果、議第94号野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第95号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「条例の附則6、7、8が削除されているが、どういうことか」との質疑に対し、「固定資産税の評価替に伴い、評価額の上昇の緩和措置が毎年設けられている。負担調整を3年間かけて行う規定が附則でうたわれているが、課税の始まりを令和3年度に遅らせるので、平成32年度の評価替に伴う負担調整の特例規定は必要がなくなるので、削ったものである」との答弁がありました。

また、「市民に理解を得るように広報活動をしっかりやってくれという条件付きで賛成したが、理解を得るように取り組んでいただいているのか」との質疑に対し、「都市計画税のパンフレットなどを作成し、令和2年度の固定資産税課税通知と一緒に同封し、都市計画税がかかる、かからないに関わらず周知を図る予定はしている」との答弁がありました。

また、「都市計画税そのものに反対。年金だけで暮らしている方が『そこに住んでいるというだけで都市計画税の課税というのは絶対だめだ』という市民の声を知っているのか」との質疑に対し、「一般質問や議案質疑の中でそういうご意見があるということ発言いただいているので、そういった方もおられるというのは十分認識している」との答弁がありました。

採決の結果、議第95号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第99号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について審査いたしました。

特段の審議もなく、採決の結果、議第99号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更

については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第100号滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて、審査いたしました。

委員から、「多分、他の都道府県でも同じような組合があると思うが、他のところの状況について把握されてるのか」との質疑に対し、「京都府の交通災害共済組合が市長会に継承され、沖縄県の交通災害共済組合も市長会に継承され、解散をされている」との答弁がありました。

採決の結果、議第100号滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第101号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、審査いたしました。

委員から、「組合解散に伴い財産処分されるが、加入割合で1,286万円野洲市に入ってくるが、根拠になっている加入者状況の割合は」との質疑に対し、「県下全体で平成5年から27年までで1,233万6,807人、その中で野洲市は47万550人。野洲市の場合は3.81%である」との答弁がありました。

また、「この戻ってきたものをどのように使われるのか。交通安全のために使うべきでは」との質疑に対し、「特定財源でなく一般財源化の処理をしている。今回の補正予算で上げている」との答弁がありました。

採決の結果、議第101号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

訂正いたします。

2ページのところの「合計で1,428名」というところを「1,429名」と言ったようなので、「1,428名」と訂正させていただきます。

○議長（橋 俊明君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

去る9月4日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第96号野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「一時預かりと恒常預かりの副食代の徴収はどのようになるのか」との質疑に対し、「国の規定に基づいて、保育の必要性のある方については無償になり、必要性が認められない方はおやつ代を含めて500円になる」との答弁がありました。

議第96号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査いたしました議第96号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「支給認定保護者が教育・保育給付認定保育者変わったが、意味があるのか」との質疑に対し、「文言の変更になる。無償化に伴い、今まで納めていただいていた保育料の部分に新たな給付が発生してくる。今までは施設型給付であったが、これに加えて施設等利用給付というのが新たに加えられる。ここを明確にするため、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者と変えた」との答弁がありました。

また、委員からの「360万円未満の世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちは副食代が免除になるが、対象者は何人いるのか」との質疑に対し、「無償化により副食費免除になる子どもの数は221名である」との答弁がありました。

また、委員からの「今回の無償化で副食費を新たに支払わなければならない対象者は何人か」との質疑に対し、「581人です」との答弁がありました。

また、委員からの「特定施設に関して、あらかじめ限定されているのか。例えば、特別な事情があって他市の施設で利用するような場合でも該当するのか」との質疑に対し、「例えば、野洲市に在住で守山市の施設を利用している場合でも、保育料についてはもちろん無償になり、給食代についてはその施設の料金になる」との答弁がありました。

また、委員からの「同一世帯に3人以上とあるが、この世帯というのは嫡出子のみなのか。非嫡出子が入らないのか」との質疑に対し、「同一の家庭、生計を一にしているという

概念である」との答弁がありました。

議第97号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査いたしました議第97号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「本市では保育料が無料になる人数は全体で何人か」との質疑に対し、「保育園で732人、保育園で623人、合計1,355人の子どもたちの保育料が無料になる」との答弁がありました。

議第98号では、委員間討議ありませんでした。

慎重に審査いたしました議第98号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

去る9月4日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

本委員会では、付託を受けた議案、議第102号平成30年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「未処分利益剰余金の一部は建設改良積立金に充てるということだが、この事業は計画をもって実施するものと思う。主な事業はどのような事業を行うのか」との質疑に対し、「主な事業については、まだ市内の一部に石綿セメント管が残っていること、また、万葉台、栄の開発された地域が当初のままの古い水道管であること、今後はこのような老

朽管の更新工事を予定している」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第102号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本委員会では、付託を受けた議案、議第103号平成30年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「下水道決算書に企業債の未償還残高を計上しているが、かなりの額になっている。長期的に見て、いつ債務がゼロになる計算か」との質疑に対し、「現在借りている企業債の償還期間については、最長で令和41年の3月に償還を終了する計画になっている。しかし、今後も下水道の老朽管等の更新事業も進めていくので、また企業債も同じように借りていくことになる」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第103号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。
○議長（橋 俊明君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 第12番、鈴木市朗です。

去る9月4日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月10日、11、12日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、9月19日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第74号平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第75号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第76号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第77号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第78号平成30年

度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第79号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第80号平成30年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第81号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第82号平成30年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第83号平成30年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第84号平成30年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、議第85号平成30年度野洲市病院事業会計決算の認定について、以上12議案について慎重に審査いたしました結果、議第74号から議第77号までの4議案については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第78号から議第84号までの7議案については、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

議第85号については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る9月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月10日、11日、12日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました。

また、9月19日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査しました結果について、ご報告申し上げます。

議第86号令和元年野洲市一般会計補正予算（第6号）、議第87号令和元年野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第88号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第89号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第91号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、以上6議案について、主な審査内容

を報告します。

議第86号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）における総務分科会の審査内容は、委員から、「第2款総務費、庁舎等改修事業費で、工事請負費の内容は」との質疑に対し、「西別館1階の空調の更新である。当初、室外機は今と同等のものを見込んでいたが、設計の段階で、それを設置すると室内機の性能が発揮できないことが判明したので、その性能を発揮できる室外機を設置することに変更した。また、そのことにより、室外機の電源が不足することがわかり、電源の整備の工事をさらに追加するものである。エアコン工事で約300万円、電気工事で約200万円、それぞれの増額となった」との答弁がありました。

また、「第3款民生費、路上喫煙等対策費で、路上喫煙等対策委員会委員報酬が計上されているが、どういう委員構成になっているのか。また、委員の任期はどうか」との質疑に対して、「委員は8名で、駅前自治会2名、駅前北自治会1名、女性消防団副団長、近江八幡たばこ商業協同組合、健康推進連絡協議会委員、商工会、JR西日本である。委員の任期は2年で、現在の委員の任期は平成30年10月1日から令和2年9月30日である」との答弁がありました。

また、文教福祉分科会の審査内容は、委員から、「第3款民生費、生活保護施行事務費におけるシステム改修について、なぜ改修が必要となるのか」との質疑に対して、「2021年1月から新たに生活保護受給者の健康管理支援事業が始まるためである」との答弁がありました。

また、「老人福祉費における生活支援事業費の増額は対象者が増えたことによるものか」との質疑に対して、「今年度に想定していた対象者分の予算を年度前半で執行したため、年度後半に備え、同額を補正するものである」との答弁がありました。

また、環境経済建設分科会の審査内容は、委員から、「第8款土木費、住宅対策事業費について、美和コーポの件で、強い台風がこちらを通過するときは飛散する状態にあるが、これについて市は関与しなくてもいいのか」との質疑に対して、「台風や雨等による飛散防止の検討は行ったが、美和コーポの老朽化が進んでいることから、飛散防止対策は困難であるため、代執行による解体工事をできるだけ早期に行うことしかない」との答弁がありました。

また、「代執行にかかる前に近所に飛散物が飛んだとき、市は責任を負わなくてもいいのか」との質疑に対して、「美和コーポから近所へ飛散物が飛ぶことについて、市に責任はな

いと考えている」との答弁がありました。

続いて、議第 87 号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 88 号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議第 89 号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 90 号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 91 号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、特に質疑はありませんでした。

以上が各分科会での主な審査内容です。

以上、6 議案について慎重に審査しました結果、議第 86 号から議第 91 号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第 74 号から議第 103 号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第 74 号について、第 3 番、長谷川崇朗議員。

○3 番（長谷川崇朗君） 第 3 番、長谷川崇朗です。

議第 74 号平成 30 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案に対して反対の立場で討論します。

決算中の野洲市民病院公金差しとめ等請求事件に係る弁護士費用について問題があると考え、認定について反対の立場で討論します。

住民訴訟野洲市市民病院公金差しとめ等請求事件の市側代理人、益川弁護士の 1 審着手金等 528 万 4,000 円及び訴訟契約終了年度までの成功報酬等 1,358 万円、合計 1,900 万円に近い債務負担行為ですが、高額であるため、議案質疑、予算常任委員会において、慎重な交渉を行っていただくよう、私から、また会派からも依頼し、執行部からは適正かどうか確認した上で予算を執行していくと答弁がありました。

しかしながら、1 者随意契約であることは変わらず、再度弁護士事務所に交渉をしたが既に減額しているとのことで、予算額と同額の契約にされております。

市が使う費用は、市民に理解できる根拠が必要で、弁護という特殊なケースであることは理解できますが、例えば、少なくとも同じレベルの効果が期待できる別の弁護士を依頼する場合は幾らで受けてもらえるのか見積もるなどの費用を比較検討すべきだったと考えます。

2013年に奈良市における住民訴訟では、損害賠償請求額21億円に対し、市側代理人弁護士の着手金は約90万円という例も見られます。今回の弁護も、結論によって相手が幾らもらえるという話ではなく、また、市側が幾らもらえるなどという話ではなく、損害賠償などと同等の算定をしてはいけないと考えております。

住民訴訟は全国で多く発生していますが、報酬額の妥当性について、過去の判例調査をしているのか問いましたら、する必要はない、今まで関わってきていただいた顧問弁護士にお願いするという判断は妥当であるとの回答をいただきました。

私は、そこが間違いだと考えております。

お願いするのは顧問弁護士にしたいと考えるのはわかるんですけども、その費用交渉の席においては、金額を調査し、その資料を提示しつつ交渉をすることは必要なことだと考えております。今後も弁護士費用が発生する案件は出てくると思います。その費用の算定については、妥当性の調査などをしっかり行っていただき、市民が納得できる対応をお願いしたいと思います。

以上、反対討論とします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第24号平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

一般会計は、補正後の予算現額が200億7,260万7,000円、歳入決算額19億2,155万2,813円であった。収入率は97.8%でした。また、歳出決算額は193億9,395万3,732円で、執行率が95%でした。財政状況を示す実質収支比率は3.9であったことから見れば、及第点の健全な運営がされたものとする。

しかしながら、諸政策では、住民票の写しや印鑑証明のコンビニ交付システム管理など、税番号制度のマイナンバーカード制度はサービス向上と効率化と進められているが、国の施策とはいえ、個人情報流出の拡大への不安があり、個人情報への流出がされないよう、十分な管理体制を敷くためにはシステムに依存することに一抹の不安を感じることから、

単に効率化するのではなく、市民の個人情報を守られる管理の徹底を図られることを求める。

また、野洲市体育センターの廃止に伴う利用者に対する配慮では、利用者の立場に立った対策という点では不十分な内容であったと考える。また、生活保護費では、国の基準が減額されたとはいえ、年々生活保護支給額の推移が減っている。所得格差が広がり、高齢化が進む中で、自治体としての市民の生活向上の役割として福祉の充実を図ることが自治体としての役割ではないかと考える。小学校1年生、中学校1年生の就学援助入学支度金が3月に支給されることになったことは評価するが、生活保護基準の5歳で計算されている。文科省は、6歳で計算で支給するよう求めていることから、改善されるよう求める。

30年度小学校施設整備事業として、未来を担う子どもたちの快適な学校環境整備を進める取り組みとしては、野洲北中学校及び中主小学校大規模改修及び増築実施設計業務委託をはじめ、専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーの配置により、児童生徒の生活環境の改善においては、積極的な取り組みを行い、教育環境の改善をされてきたことは評価する。また、野洲市が行っている生活困窮者事業は、自立相談事業をはじめ債権管理条例による生活再建型滞納整理での自立支援は、滞納は市民からのSOSとして全国でも先見的な取り組みとして注目されている。アベノミクスで所得格差が広がり、ますます低所得者が増えていく中で、1人の困っている人を助けられなくては政治の役割を果たすことはできない。その精神をより一層生かされて、生活困窮者事業を充実されることを期待する。

また、高齢化が進む中において、コミバス運行見直しによる2路線を追加して運行のための整備を行い、利便性を高めるための移動手段の確保に努めてこられた。野洲駅南口と北口駅前周辺整備にも取り組まれた。こうした整備による取り組みで、地域住民の暮らしの充実とにぎわいの野洲市への第一歩としての始まりであるが、今後においては過疎化地域の対策を図り、市民の暮らしやすいまちづくりにしていくための施策をより一層充実されることを期待し、さらなる暮らしやすいまちづくりの施策を求める。

以上のことから、平成30年度野洲市一般会計歳出認定についての賛成討論とします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時22分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○15番（東郷正明君） すんません、最初に議第74号のところを24号と言ったようなので、74号に訂正いたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第75号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第75号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で発言いたします。

高過ぎる保険料は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的問題として、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の医療保険制度に比べて著しく不公平で庶民に大変重い負担を強いる制度になっているのです。高過ぎる保険料問題を解決するためには、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平、公正を確保する上でも重要な政治課題です。

これらの深刻な問題について、野洲市において、積み立ててきた基金を取り崩して国保税を引き下げることを何度も要請してきました。平成30年度第1回定例会時には、国民健康保険事業財政基金の残高が2億7,800万円ある中で、社会保障制度である以上、被保険者の負担軽減を図ることが行政の役割だと指摘しながら賛成をしてきました。

しかし、その後の平成29年度は、取り崩し5,000万円されるも、新たに6,400万円が積み立てられ、さらに平成30年度決算では、1億800万円積み立てられ、積立金残高は4億円を超える結果となっています。引き下げ施策が示されないままの決算認定について、賛成するわけにはいきません。

以上を発言して、議75号への反対討論として終わります。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第76号及び議第77号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第76号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険制度は、2008年から75歳以上が別建ての保険制度になり、11年経ちました。当初4,429人から平成31年度では6,379人になり、144%、今後長寿命化が続けば、さらに増えると考えられます。これまで社会保険の扶養家族だった方で保険料を払わなくてもよかった人を切り離すことになり、当初年金天引きまでの間は普通徴収になります。毎年収入未済額があり、少ない年でも46万円、30年度は37人、163万円です。平均すれば1人4万4,000円です。不納欠損も平成30年度は12人、60万9,912円で、1人平均約5万円です。社会保険の扶養家族で保険料を払う必要なかった方が4万円、5万円の保険料を納付書で納めなければならないということは、抵抗があるのではないのでしょうか。そもそも、後期高齢者保険制度がつけられたとき、質疑でも発言しましたが、制度設計に関わった厚労省の実務担当者が75歳以上の終末期医療費を抑制するためだったと話しているように、医療行為を年齢で区切るやり方があります。また、75歳以上の方の人間ドックへの補助もありません。健康診査も糖尿病等の生活習慣病の早期発見や介護の予防のためと、そして、治療中の方は除くなどとされ、検査項目も、健診、血圧測定、血液、尿検査となっており、制度そのものに反対をいたします。

さらに、高齢化がどんどん増える状況の中、保険料も11年間で改定のたびに引き上げられ、窓口負担も1割から2割に引き上げることが出されるなど、高齢者の尊厳を傷つけ、敬老の精神も持ち合わせていない状況となっています。県の事業として運営されており、野洲市としてどうすることもできませんが、国が人間ドックを交付事業に組み込んだとき、人間ドックを再開された県も存在しています。また、高齢者の自己負担を免除している自治体もあります。やろうと思えばしている県や自治体もあり、ぜひ滋賀県や野洲市においても実施してほしいと思います。高齢者をお荷物扱いでなく、豊富な知識を持ち合わせている知恵袋として大事にされる保険制度に改善されるよう求め、反対討論といたします。

議第77号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成30年度は、第7期の改定が行われ、基準額で6,160円、年間7万3,920円の保険料となり、年間7,680円引き上げられました。30年度の決算の質疑での答弁では、普通徴収の方で収入未済額が94人で375万3,855円、1人約4万円です。欠損は36人で142万1,452円、1人約4万円です。普通徴収は年間18万円以下

の方と18万円以上で年金引き落としとなるまでの間の方です。収入未済額で一番多いのが第6段階の方、2番目が第1段階の方であり、不納欠損で一番多いのが第1段階の方であり、第1から第5段階の方が66%になっています。この数字を見ますと、第1段階の方は生活保護や無年金の方や福祉年金などの方であり、第5段階までの方は市民税非課税の方であり、低所得者の方に大きな負担になってるということでもあります。

さらに、第6段階は、市民税課税で収入が120万円未満の方です。年額の保険料が8万8,704円ということで、大きな負担となっています。65歳になれば健康保険からの支払いから介護保険料として年金天引きになりますが、天引きまでの手続の期間に払う額が大きな負担になってるということでもあります。介護保険料の基準額は、2001年当初3万1,100円に比べ、現在は2.3倍となっています。年金は18年前に比べ2.3倍になったのでしょうか。この当時、消費税は5%でした。10月から10%の消費税になれば、さらに負担が増え、保険料の滞納者は増えるのではないのでしょうか。介護保険特別会計では、基金は30年度末で1億6,000万円、31年度末で1億8,700万円と増え続けています。第7期の保険料の上げ幅が大きかったのではないのでしょうか。重くしかかる保険料であり、引き下げるべきです。第1段階の保険料を免除している自治体もあります。また、第6段階の保険料率の軽減が必要ではないのでしょうか。介護保険を利用される方にとって、負担が1割から2割になり、さらに平成30年8月から3割負担に引き上げられました。市民の中で無年金の母親の施設利用料が月7万2,000円、その請求が遺族年金で生活している75歳の娘さんのところに来ています。今回、消費税の引き上げに伴い、利用料の引き上げの通知が来っています。病気で介護できない状況だから入所をしてもらっているが、お金が続かなければ自宅介護になり、共倒れになると話されています。介護の社会化ということでスタートした介護保険ですが、政府は保険あって介護なしの状況を拡大しようとしています。国家的詐欺と言われる状況の改善が必要です。老健施設の入所には18万円ぐらいかかります。高額な利用料のため、国民年金で暮らしている方は入所できません。施設では職員のお給料を引き上げることができず、人員不足で統廃合が進んでいます。介護保険制度の抜本的な改革を国に求めていただくことを求め、介護保険事業特別会計の反対討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第85号について、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第85号平成30年度野洲市病院事業会計決算の認定について、原案に対して反対の

立場で討論します。

今回の平成30年度野洲市病院事業会計決算には、委託業務として一覧表には6件計上されていますが、その内容に経営改善に直接関連するものではありません。

そもそも、平成23年度、野洲病院から新病院基本構想2010が市に持ち込まれた理由は、経営不振による再生計画案でした。その後、幾つもの委員会を経て、市はまず、経営改善しつつあるとして野洲病院の市営化を決断、そして、無償譲渡に至りました。

しかし、現実には、議会に説明された野洲病院の経営の明るい兆しは厳しく、協定書の約束、市に引き継ぐまでに取り組むべき一番の課題、経営改善はできないままの継承となりました。その上、引き継いだ市も、旧経営陣は一新せず、また、かなめとなる管理者、事務職員は、病院経営の経験も、精通した専門家でもない者の配置としました。どうして民間経営者等のプロパーの雇用やエキスパートな人材確保の取り組みをしなかったのか。6月の賞与も払えないほどの厳しい病院経営がわかっていながら、7月1日から自治体病院になってからといって、医業収益が改善されるはずがありません。結果、実績はまだ2カ月でも赤字です。この先、年末12月には借り入れなしに賞与が払えるのでしょうか。

その上、赤字の理由を後手に説明されても、また、その改善策に全ての医師やスタッフの意識改革、目標共有を具体策だと説明されても、そもそもそういう次元の改善で何とかなるレベルのものではないと思います。夢や理念、思いや理想だけで経営は決して改善しないし、病院経営はそんなに甘くないと思います。必ずしっかりした試算、数字が根底にあり、その上での意識改革ではないでしょうか。そのためにも、旧経営陣の交代、専門家の登用、たとえ経費がかかってもその分野に税金を投入すべきでした。

その上、病院経営には、建物よりも大切な医師の確保、その甘さも先日の病院特別会計で見た気がしました。自分たちは新病院計画があるから残っている。なくなったらすぐにやめる。この病院長の問題発言、いったい市が助けているのは地域医療なのか、民間病院なのか。多額な税金を使い、市の存続を揺るがすような大きな事業の目的は、地域医療の存続だと言いながら、これでは民間病院の救済ではないでしょうか。

その上、市はスケジュールでは、住民訴訟を抱えての入札をしようとしています。今までなら、議会の議決で前に進めても、今後は法の判断に左右されます。勝訴の自信があるのなら、判決が出るまでとどまるべきです。そんなことをしていたら医師が、と反論が聞こえそうですが、そうでしょうか。反対に、本当に野洲の地域医療に対して共に汗をかこうという高い志を持った医師が残ることを考えると、長い目で見ればそれも英断だと思います。

ます。

それに、住民訴訟により提訴している相手は、野洲市民です。自分たちにとって大切な野洲の将来を思い、多額の裁判費用をみんなで出し合い、野洲市を相手に事業の経済的合理性、計画の見直しを求めました。それでも市長は立ちどまらず、引き続いて今回の公金差しとめを含む監査請求に至っています。裁判に100%の勝訴はないのですから、敗訴すれば建築会社にも迷惑がかかり、契約違約金は何十億になるでしょう。だから、たび重なる市民からの声、住民監査請求、住民訴訟を真摯に受けとめ、判決が出るまで事業は凍結するべきでした。

また、裁判を起こしている市民や、現計画に反対している議員を悪のように取り扱い、スマートでない形の排除を続ける限り、この分裂と争いはとどまることなく悲しい現実が待っています。

推進派の議員の発言も、ここまで来たのだから、前に進みましょう、経営のためには市民はみんなで市民病院を利用しましょう。何か変ですよ。2010からもうすぐ10年です。時代も変わり、野洲市の地域医療に求めるものも変わり、昨日厚労省も過疎地域以外の公立病院の再編、統合の必要性を求め、病院名も公表して、地域医療構想を発表しております。野洲市も、遠くない将来、人口は減ります。広域での地域医療にかじを切るべきです。10年一昔、この時間がかかり過ぎた事業の計画、更新はするべきです。住民訴訟の責任にした風評被害を流すのも、反対議員を住民訴訟している一味だとかばかにする市長の差別用語もやめていただきたいと思います。もとをただせば、市長とのそごが軋轢を生み、住民が提訴、市民まで不協和音が広がりました。全て市長のコミュニケーションのなさであると、私は思います。

私たち政治家は、4年という任期が決まっており、だから、政策実行能力を問われます。スピードも大事です。その最たるものが、この時間のかかり過ぎた新病院構想でした。賛成派よりも反対派とじっくり時間をかけ、話し合い、歩み寄りの中からお互いが譲れる妥協策を見つけて、そうしていたらもうとっくにどこかに新病院は建っていたと思います。

それに、現実の厳しさを市長が一番知っているからこそ、自ら95%厳しくなったと先日発言されたのです。だとしたら、残り5%の成功率、そんなハイリスクな事業に行政が手を出していいのでしょうか。将来世代負担を真剣に考えたら、即刻立ちどまり、住民訴訟の判決を待ち、市長戦で民意を問うことも方策だと思います。

最後に、思い出して下さい。今回の長く厳しい事業の始まりは、民間病院救済ではなく、

南口駅前の市有地をまちづくりの観点からどんな構想にすればいいのか、テーマは健康、にぎわいづくり、広場を囲んで、病院、商業施設、交流施設、観光案内所が基本構想の市民との約束でした。病院だけしか建たないのなら、駅前の病院計画は違法です。それでも、議員の皆様、市長は最終的な責任はいつも私たち議会に委ねています。病院事業なんて自分はやりたくないと言われ、厳しい条件もしっかりテーブルに並べ、全てを公開しておられます。普通なら嫌なものです。そして、後は市民の代表である議会が判断すればいいと、常々発言しておられます。だから、今ボールは議会にあります。自治体病院がどうしても厳しいのか。それは失敗しても誰も責任をとらなくてもいいからです。行政からの事務職員は異動で毎年変わり、行政マンとして培ったスキルは生かされず、経験のない仕事は異動された職員にとっても決して楽しい職場ではないと思います。

それに、今回は責任の所在は法が決めます。敗訴すれば、実施設計費、その他建築会社との違約金を野洲市は山仲市長に多額の賠償金額を請求することになります。山仲市長のこれまでの事業は評価される事業がほとんどです。だからこそ、これ以上の前進はみんなが悲しみます。何度も言いますが、病院構想に誰も反対していません。市長の無理な計画に反対しています。よって、平成30年度野洲市病院事業決算の認定にも反対します。

議会は市民のためにあるのです。また、その使命は住民の立場に立って執行機関の監視です。57億から始まった建設費、住民投票のころは70億、そして今では85億です。憲法第15条、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。議員の皆様、どうか責務を全うしましょう。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第92号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第92号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例について、反対の立場から討論いたします。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時、非正規の地方公務員の大部分を移すために制定するものです。

これまでは嘱託で、終身雇用でなかったとしても定年まで勤められる見通しがありました。長く勤めて、市民サービスに貢献してこられた嘱託職員が多数います。会計年度任用職員制度は、その展望を奪います。市は、私が行った質疑のときに、現在の職員の給料は保証するというものでありましたが、市は毎年採用試験をするとしています。これで雇用

が保証されるのでしょうか。雇用が保証されなくては、現在の給料が保証されるといっても全く意味がありません。また、フルタイムの人の1週間の平均労働時間が1分でも短くなればパートに移行されるのでは、パートへの移行が際限なく拡大されることになってしまいます。

職員のこれまでの経験は、市の業務を遂行する上で大きな財産です。会計年度任用職員は、毎年断ち切られる任用制度になります。このような制度では、将来の展望も、またモチベーションも上がりません。人材確保にも支障を来し、そうなれば、市民サービスの低下を導くことになるのではないのでしょうか。

詳細な身分保証も曖昧であり、公務員の運営は任期の定めない常勤職員を中心とするという原則から逸脱していることから、議第92号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例に対しての反対討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第95号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、議第95号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で発言いたします。

都市計画税条例が平成31年2月定例議会にて提案され、これを審議した市議会は、市民約1,600名から再考を求める請願が出され、圧倒的賛成で継続審議となりました。

しかし、4月23日の総務常任委員会にて、議案を賛成するとして可決し、令和元年6月5日の5月定例議会で採決が図られ、賛成多数で成立をしています。

私たち共産党市議団の3名は、当初から地方自治体が新税の創設することは市民生活に大きな影響を与えるだけに極めて重いもので、慎重に慎重を重ね審議することはもちろんのこと、市民の中で負担する世帯と負担しないで済む世帯が混在することは不公平税制でもあるとして、強く反対する表明を行ってきた経過があります。

市民の多くの皆さんの十分な理解を得られないまま実施するとしたこの都市計画税条例、一部条例の改正とはいえ、賛成するわけにはいかないものとして、反対といたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第96号、議第97号及び議第98号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第96号野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について、賛成討論

を行います。

本条例は、幼児教育無償化に伴い改正される条例であり、いろいろと問題はあります。無償化により喜ばれる市民も多いので、条例改正には賛成します。

この96号は、幼稚園の預かり保育について無償化になるということで、3条2項の2で月額1万2,000円の保育料が削除され、3項で保育料はゼロとするという改定であります。議案質疑の中で、148人が無償化になり、喜ばれる内容であります。

しかし、市としては、148人掛ける11カ月掛ける1万2,000円で、1,953万6,000円の減収となります。この減収について、公立の園の場合、全額自治体負担です。10月から来年の3月までは臨時交付金で補填されますが、2020年度からは全額市の負担となります。おやつ代は無償化にならないため、月額1,200円の徴収となります。さらに、緊急預かり保育は、月14日までが限度です。1日440円の保育料で、14日ならば6,160円になります。働く日数を月15日以上、1日4時間以上に増やして恒常的な保育に変えれば、おやつ代1,200円だけで済みます。今後、恒常的な預かり保育の方が増えるのではないのでしょうか。保育士さんの確保が必要になりますが、充足できるのか懸念されます。これらの費用も全額自治体負担になります。保育の無償化を喜びながらも、財政的な裏づけもなく、実施に踏み切ることには問題があります。問題点を指摘し、賛成討論といたします。

議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対しての賛成討論といたします。

3歳以上の子どもと非課税世帯の保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費の徴収について規定されている条例改正です。

幼稚園では、保育料と給食費はそれぞれ金額が明らかにされ、徴収されています。しかし、保育園は保育料の中に主食も副食費も含まれています。10月1日以降は年収360万円未満の世帯と小学校3年生以下の子どもで第3子の保育園、幼稚園児の副食費、おかずと牛乳代の費用が免除されます。

しかし、3歳以上の保育料は無償になったが、360万円以上の世帯、これは給食費を払わなければならないことも判明いたしました。質疑で明らかになったのは、今回の無償化で免除になる子どもは221人、新たに支払わなければならない子どもは581人ということであります。このような状況の中で、保育園の保育料の給食費の補助をする自治体も広がっています。秋田県で半数以上の自治体で副食費を無償にしています。秋田県横田

市では、国の基準の保育料より市の保育料が低いため、浮いた費用が出てくることも明らかになり、その財源を使い、給食費の無償化に使っておられます。この9月議会に補正予算で2,597万円計上されています。野洲市でも国の基準より保育料は低く設定しており、質疑で市長が逆ざやになっているという答弁をしています。浮いているはずです。野洲市として、新たに払わなければならない581人の方の給食費を無償化されることを求め、賛成討論といたします。

次に、議第98号野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

保育の無償化に伴う条例改正です。今回の無償化は、消費税10%の引き上げとあわせ、安倍首相が突然言い出した内容で、無償化の財源を逆進性のある消費税に求めるのは根本的に問題があります。税金の使い方、消費税に頼らなくても保育の無償化はできます。無償化に賛成しますが、いろいろ問題があり、指摘をいたします。

今回の無償化の対象が3歳以上の子どもたちと市民税非課税のみであり、質疑で明らかになったのは、野洲市では幼稚園児で732人、保育園児で623人、合計1,355人が無償化ということであり、さらに、今回の無償化に該当しない世帯は、保育園で436世帯ということであり、無償化に差が生じています。ゼロ歳から2歳の子どもがいる家庭では紙おむつも必要で、子育てに多額の出費をしています。このような中途半端な幼児教育の無償化ではなく、全ての子どもたちを無償にすべきであります。保育料には給食費も入っているため、新たに給食費を払わなければならない子どもさんが581人もおられるなど、納得できないことも判明しております。しかも、来年度から、民間保育園や幼稚園などは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担、しかし公立の保育園、幼稚園では全額市町村負担にされるなど、公立で市民の幼児教育に責任を持っている自治体ほど負担が増えます。これは民営化に強制移行を推し進めることを狙っています。民間で頑張っている幼児教育をされてることを否定するものではありませんが、無認可で基準に合致していないところも無償化を推し進め、幼児教育そのもののあり方を変えていく道であり、この無償化はさまざまな問題を抱えています。保育所に入れたい方に対しての手だてや、保育士さんを確保できない状況の改善や、根本的な対策をすべきであります。

以上、問題点を指摘し、賛成討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩します。休憩中に再度音声機器の調整を行います。再開を午後３時１０分といたしますが、遅れる場合には再度連絡をさせていただきます。休憩します。

(午後２時５７分 休憩)

(午後３時１０分 再開)

○議長(橋 俊明君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

北村議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。北村議員。

○１６番(北村五十鈴君) すいません、訂正させていただきます。

先ほどの幼稚園というところを保育園と言ったみたいで、幼稚園で７３２人になります。

○議長(橋 俊明君) これより、議第７４号から議第１０３号までの各議案について、順次採決いたします。

まず、議第７４号平成３０年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第７４号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第７４号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第７５号平成３０年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第７５号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第７５号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第７６号平成３０年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第76号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第76号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第77号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第77号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第78号平成30年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第78号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第79号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第79号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第79号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第80号平成30年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第80号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第81号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第81号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第82号平成30年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第82号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第82号は委員長の報告のとおり認定することに決し

ました。

次に、議第 8 3 号平成 3 0 年度野洲市水道事業会計決算の認定について採決いたします。
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 8 3 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 3 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 8 4 号平成 3 0 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 8 4 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 8 4 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 8 5 号平成 3 0 年度野洲市病院事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 8 5 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 8 5 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 8 6 号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 8 6 号については、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第87号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第87号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第88号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第88号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第89号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第89号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第90号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第90号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第91号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第91号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第92号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第92号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第93号野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第94号野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例

の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第94号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第95号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第96号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第97号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 98 号野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 98 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 98 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 99 号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 99 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 99 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 100 号滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 100 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 100 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 101 号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 101 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第102号平成30年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第102号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第102号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第103号平成30年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第103号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第105号、発議第2号、及び意見書第10号から意見書第14号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、議第105号、発議第2号、及び意見書第10号から意見書第14号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第1、議第105号事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げますので、ご審議をよろしくお願いします。

議第105号事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業)について、

ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年6月28日に議決を得、平成31年3月22日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、事業者が旧野洲市体育センター解体後に建設予定場所の土質調査を改めて実施したところ、当初既存資料や周辺調査に基づき想定していた結果と異なり、地盤強度が不足していたため、地盤改良を行う必要が生じたことにより、工事費を増額すると共に、工事期間の延長に伴い運営開始予定が来年の4月から7月に変更となることから、運営期間の短縮により維持管理、運営費を減額します。

さらに、消費税率の改定に伴う増額と合わせ、契約金額を3,897万6,801円追加し、26億880万562円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき議決を求めるものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております議第105号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第105号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第105号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第105号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第105号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第105号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午後3時33分 休憩）

（午後3時35分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（橋 俊明君） 追加日程第2、発議第2号野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則を議題とします。

第9番、田中陽介議員他6名から提出されましたので、発議書は既に配付したとおりです。

発議第2号野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則について、提出者の提案理由の説明を求めます。

第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

発議第2号野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容は、請願を審査するにあたり、現在認められている議会運営委員会に加え、請願の審査が付託された委員会においても請願者からの申し出により請願の趣旨の説明や意見の陳述の機会を与えることで、請願者の請願の趣旨を理解して委員会審査ができるようにするものです。

また、本規則は公布の日から施行しようとするものです。

なお、本件については、本年8月20日に開催された議会運営委員会で審議し、委員全員の賛成により今回の提案に至ったものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております発議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第2号について、討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第3)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第3、意見書第10号から意見書第14号まで、太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)他4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第10号について、第8番、矢野隆行議員。

○8番(矢野隆行君) 第8番、矢野隆行でございます。

意見書10号につきまして、概略を説明させていただきます。

太陽光発電の適切な導入に向けました制度設計と運用を求める意見書(案)につきまして、お配りの内容でありますので、追加説明といたしましては、もう太陽光、10年以上になりますので、買い取り価格が、うちも10年以上、もうなるんですけれども、当初48円でずっと10年来たんですけれども、これからおそらく10円以下ぐらいで自由契約というものもありまして、中にはもう廃棄するという方もおられまして、その廃棄のシステムがまだ整ってない状況で国にこれからそういった環境整備、そういったのをしっかりと

やっていただきたい。

さらに、傾斜地の自由に今つくられるという条例もありませんので、そういった傾斜地に太陽光を設置される、こういった環境整備をきちっとやってほしいという思いで、今回意見書を提出させていただきますので、どうか皆様方のご賛同をよろしく申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第11号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二です。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について説明いたします。

文中、全協でも説明しましたが、「生活の足」という表現を不適切な表現として、「生活の手段として」というふうに変更して説明いたします。

東京池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いております。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にはありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっております。単純ミスによる事故も目立っております。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しております。こうした状況を踏まえて、国は17年施行の改正道路交通法で75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題であります。

また、過疎地域を中心に、まだ生活の手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みであります。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1 自動ブレーキや……。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時44分 休憩）

（午後3時44分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○8番（矢野隆行君） じゃ、簡単にとということで、自動ブレーキやペダル踏み間違いの

ときの急加速を防ぐ機能などを検討する旨、また高齢者運転による交通事故を減らすための自動ブレーキなどを備えた安全運転サポートなど、また条件付き運転免許の導入を検討する等ですね。

あと、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物、通院などに困らないように対策をとるということを申し述べて、意見書として提出させていただきました。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第12号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書（案）を述べさせていただきます。

もう既に皆さん、また国民の皆さんがご承知のとおりで、日本が唯一の被爆国にあるわけですが、いまだ政府はこの批准にサインをしてない状況が続いております。

現在も批准を求めるということで、各国でこの話し合いが行われてるわけですが、一日も早い日本政府としての批准、ここにサインをしていただくということを求めるべきだと思います。

日本は二度と戦争をしてはならないというこの憲法に基づく中で、もちろん核兵器の悲惨さ、これがもういろんなところで訴えが行われております。毎年、長崎それから広島、こちらの方の市長等も発言をされてます。こういった被爆、遭われた方、遭われた地域から、強い要望が出ているということに政府も応えるべきだということを発言して、この核兵器禁止条約批准を求める署名を政府に依頼するというので、今回の意見書を提出しております。

皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第13号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第13号国民健康保険税引き下げに必要な国庫負担の増額を求める意見書の提案説明をいたします。

国民健康保険の加入者は、かつては7割が農林水産業や自営業者でした。しかし、今、年金生活者や非正規雇用などの人が8割近くという状況になっています。

国民健康保険税の構造的な問題を解決し、加入者に過酷な負担となっている国民健康保険税を引き下げるためには、公費を投入することが不可欠と考えます。

今、全国知事会や全国市長会、また、全国町村会においても、市町村国保への定率国庫負担の増額を政府に要望しています。公費を1兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることも政府に求めていますことから、国保税の高くなる要因は世帯の人数を算定基礎とする均等割があります。こうした制度は他の保険制度にはないものです。医療分、後期高齢者医療支援分に関わる均等割と平等割を合わせると、全国で徴収されている保険税の額はおよそ1兆円とされています。

こうしたことから、1兆円の公費投入で、けんぽ並みの保険税とすることが計算上可能となります。

以上のことから、この提案説明といたします。

各位のご賛同、よろしく願いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第14号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第14号年金制度の充実を求める意見書（案）についての趣旨説明を行います。

老後30年の間に2,000万円の貯蓄が必要という金融庁の審議会報告、これはもう多くの国民がびっくりするような内容でありましたが、現実マクロ経済スライドが導入されていますので、2040年、21年後には30代、40代の方々、国民年金は4万5,000円になるという計算になります。7兆円も削減するということでもありますから、この年金の制度そのもののやはり抜本的な改善が必要です。

今保険料が1,000万円で天になってますから、それを2,000万円に引き上げれば1兆円の財源を生み出すことができますし、正規雇用に切り替えていけば保険料を納めてもらえる人が増えます。

それと、200兆円の基金の積み立て、こんなぎょうさん要りません。これを計画的に取り崩していくというふうな形で改善をしていくべきだと考えておりますが、こういう声をぜひ、年金制度の充実を求めていくということで地方から意見を上げていくということが必要だと思いますので、議員の皆さんの賛同、よろしく願いいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第14号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。議員の方はこのまま自席でお待ち下さい。

(午後 3 時 5 2 分 休憩)

(午後 4 時 0 4 分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第 9 番、田中陽介議員。

○ 9 番(田中陽介君) 第 9 番、田中陽介です。

意見書第 1 1 号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)について質疑を行います。

意見書にあるように、確かに私も高齢者による運転の事故の増加、課題であると考えております。

ただ、ちょっと今回の意見書で、少し疑問点がありますので、質問させていただきたいと思います。

意見書に書いてありますように、自動ブレーキや踏み間違いの防止装置とかサポカー S の購入支援とありますけれども、高齢者の方の事故というのは必ずしもそれだけではなくて、他にも判断能力であったり病気による突発的な事故であるとか、さまざまなリスクが考えられる中で、そこだけお金を出せばもう課題が解決できるという意味では不十分かなと思いますが、その点はどうお考えかというところ。

2 点目は、また、こうした補助を出すことによりまして免許の返納が遅れていく。そういう、こっち立てればこっち立たずみたいなことが起こり得ないのかというところ。

そして、3 点目が複雑な免許制度ですね。これはなかなか運用自体かなり難しい。どこまで想定されてるのかというのと、免許の更新条件を厳しくするかわりにしっかり地方公共交通に国から責任を持って財源を措置していただくというような、そちらの方が効果的ではないかなと。余りどっちもやるとなると、どっちもお金がかかりますので、一方に絞っていった方が結果的にはいいのかなというふうに思いますので、その考え方も教えて下さい。

以上です。

○議長(橋 俊明君) ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

津村俊二議員。

○ 7 番(津村俊二君) ただいまの田中議員からの質問にお答えいたします。

自動ブレーキの踏み間違いと、あと、その原因は病気等にもあるのではないかというこ

とで、過去の例から、そういう踏み間違いで大変な事故が起きたということで、まずそこをスタートさせていくということで、もちろん病気等他の理由で事故が起きるということも想定されますけども、そこは今後検討することが必要であるというふうに考えております。

2点目は、補助を出すことで免許の返納が遅れるのではないかとということですが、もちろん、その補助で免許の更新が、それは今後どうなるかわかりませんが、適性検査とかそういう後期高齢者の免許切り替えまでにそういう制度を設けるような仕組みをまたつくとかいうふうに提言をしていきたいなと思います。

補助を出すことで免許更新が遅れるというのは、まだ今検討には及んでいないので、今この場ではお答えはできないところであります。

3番目の複雑な免許制度をつくるより地方公共交通に財源を措置するのはどうかということでしたけども、これはそういう移動手段にタクシーとかコミュニティバスのそういうところに割引制度を設けたりして支援をしていくというふうに、またさらに国へ要望をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（橋 俊明君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。よろしいですか。

それでは、次の質問に移ります。

次に、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、意見書第14号年金制度の充実を求める意見書（案）について、4点質疑をさせていただきます。

まず、1点目は意見書内にありますマクロ経済スライドを導入せず年金額の抑制を行わないとすれば不足する財源をどのように確保されるのか、お伺いします。

2点目については、年金制度の改善、底上げを図るとありますが、提案者が考える目標とすべき基礎年金の月額をお伺いします。

3点目は、現行制度がそのまま推移すれば、将来予想される基礎年金のモデル例をお伺いします。

最後に、4点目は、意見書ではマクロ経済スライドの見直しが挙げられていますが、少子化の進行により現役世代の負担が過大になることが容易に想定できますが、中長期的に持続可能な運営を図る対策について、あればお伺いします。

以上です。お願いします。

○議長（橋 俊明君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

野並享子議員。

○14番（野並享子君） 稲垣議員の質問、よくぞしていただきましたという思いであります。ただ単に提案だけをしていると深まらないというふうに思いますので。

提案は、とにかく短く短く短くと言われてましたので、十分な説明はできてません。先ほど若干説明はしたんですけども、30分ありますので、ゆっくり答弁をさせていただきたいと思います。

マクロ経済スライドを投入しないで、そしたら不足する財源はどうかということですが、年金の保険料、これは年収1,000万円まで天になってるんです。あと5,000万円の収入があろうと、1億円あろうと、2億円あろうと、天が1,000万円まで終わってしまっています。それが健保やと天が2,000万円なんです。所得2,000万円が天。ということは、1,000万円のこの部分を、年金をせめて2,000万円まで天を引き上げる。そうすると、1兆円の財源を生み出すことができます。富裕層のところからきっちり税金をいただくというところですよ。

まだ他にもありますけど、とりあえずこれが大きな部分です。

それと、2点目の基礎年金の月額の上上げを図るところですが、今国民年金が6万5,000円。満額もらっておられて6万5,000円です。40年間掛け続けるところですから、ここは、底上げとしてはプラス2万円。8万5,000円。8万円ぐらいが、私ももらってるんですけども、遺族年金が大体8万円ぐらいですね。2カ月で2、8、16万円ぐらいですわ。だから、この遺族年金並みの8万円ちょっとぐらいは基礎年金としてやっていくというのが平等なというのか、そういう状況になると思います。

3つ目の、この現行の制度がそのまま推移すれば将来どうなるのか、モデル例ということをおっしゃいました。国民年金の今の6万5,000円の方が2040年の時点で4万5,000円になるというのが計算として出てきます。このままいけば、7兆円の圧縮というのか、削減になりますから、計算するとそういう計算になります。ですから、4万5,000円ではとても生活できないという状況だと思います。

4点目の、少子化で現役世代の負担が増えると。中長期的にどういうふうにするんやというふうなことを言われますが、私はもう何よりも賃上げ、そして非正規雇用を正規雇用で切り替えていく。大企業の内部留保は、もう今460兆円ぐらいになってます。ですから、非正規で雇うのではなく、その内部留保の持ってる部分をちゃんと正規雇用という形で

賃金として出していくべきというふうに私は思います。

そういう意味において、1つ問題が、中小零細企業は、正規にすると保険料も2分の1企業が負担をせんならんというところだが、ここが大企業は内部留保があるから出せますけども、ここの部分に対してはやっぱり国が保険料を補助する。それだけ出さんならん分を国が補助をしてあげて、中小企業も正規雇用で雇うて2分の1の保険料が出せるようにというふうな形をしていくべきだと思います。

それともう一つ、今200兆円から基金があります。こんなぎょうさん積み立てしてる国はありません。そのうち半分が株の投資に使われてます。あんな博打みたいなところにこの私らの大切な基金を使ってほしくありません。世界的にどーんと株価が下がればどうするんですか。今、何かちょっと2兆円もうかったとか、いや、3兆円へこんだとか、いや、トータル的にはとか言われてますけども、こんなところにこの200兆円を使ってほしくありません。ヨーロッパなどでは支払っている年金の3カ月分ぐらいで回っていかれてるんです。それは何でかいうたら、きちっと正社員で雇うてるから保険料が入ってくるんですよ。年金の。それで回っていったという形で、3カ月の回すお金さえあればできるということですから、こんな200兆円もためて、株の投資に使われてるというような、こんなやり方はやめるべきだというふうに思います。

ですから、これをちょっとずつ取り崩していく。ほんで基礎年金の部分の底上げに使っていくというふうな形と、正規職員をきちっと雇うて、保険料をしっかりと納めてもらう人をつくっていくというところをやれば、年金は安心できる。それこそ安心できる年金制度になると思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） ただいまの答弁に対して、再質疑はございますか。

稲垣委員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、再質問を4点ほどさせていただきたいんですけど、まず、今健保だと上限が2,000万円ということで、それも年金も今の1,000万の現状から2,000万に上げようという発言があったと思うんですけど、まずそのことについて、これは野並さんの党の方だと思うので、まず、例えば党の所属されてる方、周囲の方とかはその算定基準のベースを倍に上げることに對して理解が得られているんでしょうか。あとは、周囲のお友達とか誰でもいいんですけど、高額所得者の理解はまず得られるかどうかについて、まず1点目はお伺いいたします。

2点目は、この1兆円がそれによって生み出されるというふうに答弁でお伺いしたんですけど、この年金積立金の管理運用の独立行政法人は、この年金基金は積み立てて運用していますが、この2001年から今年の6月末までで累計66兆円の運用益を出してるんですね。であれば、20で割っても年平均3兆円の収益を確保しているわけですから、生み出せる金額が1兆円ということで、そこはそんなに無理をしなくてもいいのかなというふうにも思うんですが、この年金の積立金の運用額と合わせて、倍にすることによって生み出されるのは1兆円ということなんですが、この整合性について、まず2点目はお伺いします。

3点目についてなんですが、現行の6万5,000円から8万5,000円に目指したいと伺いましたが、これによって財源が、当然8万5,000円という金額を挙げられたわけですから、必要な財源もある程度どれぐらいかかるかということも想定されてないと発言できない趣旨だと思いますので、必要な財源の金額についてお伺いします。

とりあえずそれで、以上でお願いします。

○議長（橋 俊明君） ただいまの再質疑に対し、答弁を求めます。

野並享子議員。

○14番（野並享子君） 今の稲垣議員の再質問で、第1点目の収入の天を2,000万円に引き上げるということに対して理解を得られているか。それは理解してへん人もおられるの違いますか。そら、ちょっとでも出すのを渋っておられる方は。

けども、アメリカの富裕層の方がもっと税金を上げてくれと。富裕層にもっと税金かけてくれというっておられる方々、たくさんおられますし、収入が1,000万円というのは、私、周りにおられないんです。収入が1,000万円という方が。もっと低い人しか私の周りにはおられませんので、聞いたこと、聞く相手がいませんのでね。おられたら、一遍聞いてみていただけますでしょうか。稲垣さんの周りにはおられるのかとも思いますけども、私は聞いたこと、周りにおられないので、理解をしてもらえるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、そら、1円でも出すのが嫌な人は嫌やと言わはるかもわかりませんが。

けども、健康保険は2,000万円が天なんですからね。それに合わせていくということに対しての、2,000万円が今いってるんですから、健康保険は。同じで私はいいと思いますけどね。そういうふうに言えば理解していただけるのではないのでしょうか。

あと、運用益が66兆円あったというけども、マイナスの部分、差し引きしての話です

か。マイナスもあるんですけども。だから、私、さっき言ったように、世界中が順調に
いってればいいですけども、本当にリーマンショックみたいに、もう世界中がどーんと大変
な事態になった場合はすごい損失になると思います。売ることもできない。どうすること
もできない。200兆円の半分の100兆円が今使われてますので、恐ろしい状況になる
というふうに私は思います。ですから、安易に、一番最初は、スタートは、1割か2割程
度やったんですよ。この株の部分の。けども、今圧倒的大企業の株を買ってます。もう今
や大企業は公営かというくらいこの年金の財源で株を買ってるというような状況です。本
当にひどい状況になってると思います。

ですから、この運用益があるあるいうて、こんなところの博打に手を出したらあかんと
いうふうに、私は思います。もっと堅実にしっかりとやらなければならないというふうに
思います。

あと言われたのが、何て言われた。

○10番（稲垣誠亮君） 8万5,000円にしたら。

○14番（野並享子君） 8万5,000円にするために、何人で幾らでというのが、私
も今ここでぱつと言えたらいいんですけども、ちょっと資料的に持ち合わせてないので、
200兆円の基金を順番に取り崩していく。2万円掛ける何人掛けるという形であると思
うんです。そういう形で、そこを取り崩していけばいけるということの計算を聞いてます
ので、ちょっと計算上はこの200兆円の基金を取り崩していくということの中身です。
ですから、財源としてはここにありますので、破綻は全然しないし、今の中で回っていけ
るというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） ただいまの答弁に対し、再々質問はございますか。

稲垣委員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、最後に2点お願いします。

この年金の積立金の運用に関して、野並議員は博打という表現をされているんですが、
きちんとした金融知識のあるプロのファンドマネジャーが運用してますので、そんな博打
という表現を使われると、何か競馬とかパチンコとかそういうレベルで発言されてるよう
に聞こえるので、大変ちょっと言葉として何か下品なのかなというふうにまずは思うん
ですが、その積立金を取り崩したらいいという発言があったんですが、それは、じゃ、今実
際全体の何%を取り崩すというふうにお考えになっていらっしゃるんですかね。もうその

パーセントというか、5%取り崩すのか10%取り崩すのかわかりませんが、取り崩していけば運用益も当然下がってくるので、その辺の取り崩す金額についてお伺いしたいと思います。

8万5,000円にするためには財源が幾らかかるかわからないということだったんですが、この1兆円を生み出すのと基金を取り崩してこの8万5,000円をつくるということかと思うんですけど、毎年恒常的に大体、はっきりした金額はお伺いできないと思いますが、どれぐらいのイメージで取り崩されていくのか、もしわかるようでしたら、最後お願いします。

○議長（橋 俊明君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

野並享子議員。

○14番（野並享子君） 稲垣議員の再々質問にお答えします。

博打という言葉は下品な言い方かわかりませんが、けども、ベテランの専門的な方がこれを運用されてるといふのやったら、何でマイナスが出るんですか。2兆円欠損が出たとか、5兆円欠損が出たとか、そんなん人の。ちゃんとやったら、そんな欠損が出るわけじゃないでしょう。ということは、もうけたときもあるかわかんけども、へこんでるといふことは、そんなに100%信用できないということですよ。

しかも、本当にこの基金は今の大企業を支えてる。株が落ちかけてきたら、この年金を使ってがばっと買うんです。株の底を、落ちてるのを上げるために、これ。だから、どんどんこの年金の基金で買っていったるんですよ。今、大変な事態になってますよ、これ。だって、年金の半分、100兆円からつぎ込んでるのをきちっと戻そうと思って株を売ったら、その企業の株がごとく下がるんですよ。今本当に、これも大企業のところの株を買ってる関係で、にっちもさっちもいかないような事態に、私はなってると思いますわ。もう売るんやったらちょっとずつ、ちょっとずつこう、企業のちょっとずつ売って行って、ちゃんと戻して基金として確保するということをしていかないと、大企業の中が大変になるというふうに思います。

表なんかをお見せできればいいんですけど、ちょっと持ってきてませんので、企業の中の公的年金の資金の割合がどれだけかというパーセントも出てますので、またその資料、見つかったらお見せしますので。本当に大変な事態になってるということをおきまず。

ですから、あと、2万円上げるのにどれだけ取り崩せというのは、計算してみてください。

今、国民年金の6万5,000円、国民年金がどれだけの人がちょっと入ってるというのが何百万人、どれだけおられるのか。掛ける2万円でいけば計算はできると思うんですけどもね。ちょっと私、そういう今基礎ベースを持ってないので、それをちょっとずつ取り崩していけばいけるという、そういう計算になっておりますので、元の数字をちょっと、私、掌握をしてませんので、どれだけ、何%という、だから、元の数字がわからないから、何%、ちょっと言えませんので、これだけにしておきます。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第14号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第10号から意見書第14号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後4時35分 休憩）

（午後4時36分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定より、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第14号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、意見書第12号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己でございます。

意見書第12号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書（案）に対して、反対の立場から討論をいたします。

我が国は唯一の被爆国であり、私も二度と戦争で核兵器による犠牲者を出さないの思いや核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しており、また、これらは我々が目指すべき理想です。

一方、我が国が置かれている現状はいったいどんなものでしょうか。

例えば、北朝鮮の核ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対する、これまでにない重大かつ差し迫った脅威であります。これは日を迫るごとに増大しており、北朝鮮のような核兵器の使用をほのめかす相手に対し、通常兵器のみで抑止することは不可能であり、日米同盟のもとで核兵器を有する米国の抑止力を維持することは欠くことができません。

核軍縮は、このように人道と安全保障両面からの考察や議論、実行が必要不可欠ですが、核兵器禁止条約では安全保障の観点がかたがた踏まえられておらず、核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、使用、使用の威嚇を禁止などの文言が明記されています。このような、直ちに核兵器を違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を失い、国民の生命、財産を危険にさらすことを容認することにつながり、日本の安全保障にとって大きな問題を惹起いたします。

また、核兵器禁止条約は、核保有国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、署名国のほとんどは直接核の脅威にさらされていない国々であり、こうした構造から、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている面も懸念されております。

このように、この核兵器禁止条約は、理想のみに目を奪われ、現実を無視した条約となっており、このような条約に署名することは日本の安全を危機にさらすことにつながりません。したがって、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しつつ、地道に現実的な核軍縮を前進させる筋道を追求することこそが国民の生命、安全を守る政府がとるべき道であることから、核兵器禁止条約への署名批准を求める意見書に反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 意見書第12号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書に対して、賛成の立場から発言をいたします。

人類史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約が発効すれば、核兵器のない世界へ大きく前進する力になることは明らかです。批准をした国が7月末で24カ国になり、署名した国は批准国を含め70カ国になっています。このように、核兵器の廃止批准を求める世界の流れは揺るぎなく発展しています。

これまで考えられなかったアメリカと北朝鮮の対談も行われ、情勢は大きく動いています。

核兵器がいかに非人道的で破壊的な結果をもたらすかは、広島、長崎の惨状が示しています。被爆者はそれを生々しく伝えてくれています。この悲劇を繰り返してはならないというのが多くの国民の願いです。日本政府に禁止条約の署名、批准を求める地方議会の意見書は現在400を超え、さらに広がりつつあります。被爆者が呼びかけたヒバクシャ国際署名には、20府県と1,135市町村の首長を含め、国内外で941万人以上が賛同する大きな運動に広がっています。

日本が禁止条約を署名、批准するなら、国際政治に大きな影響を与えます。それは核兵器のない世界の実現へ大きな一歩となります。被爆国としての日本の政治的、道義的立場はかけがえのないものです。この意見書に対して、反対されることを正当化するようなことでは、日本の平和が脅かされることとなります。ぜひ議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第13号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 意見書第13号国民健康保険税引き下げに必要な国庫負担の増額を求める意見書（案）に対して、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な課題を抱えていました。

そこで、国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援を行いました。都道府県と市町村が共に国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となりました。平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には居住地の都道府県名が表記されるようになりました。都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水

準や所得水準に応じた国保事業費交付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定しました。都道府県は市町村ごとの標準保険料率を提示し、市町村間で比較できるようになり、都道府県は安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針として国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進しております。広域化により、平成30年度からは同一都道府県内での他の市町村に引っ越した場合でも引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されるようになりました。

今後、市町村はより積極的に被保険者の予防、健康づくりを進めるために、さまざまな働きかけを行い、地域づくり、まちづくりの担い手として関係者と連携協力した取り組みを進めていただきたいことを申し述べて、国民健康保険税引き下げに必要な国庫負担の増額を求める意見書（案）に対して反対討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第13号の国民健康保険税引き下げに必要な国庫負担の増額を求める意見書（案）に対しての賛成討論を行います。

意見書13号の国民健康保険税引き下げに必要な国庫負担の増額を求める意見書に対しては、これは国民健康保険税というのは、他の健康保険と比べて、所得が低いのに保険料は高いという構造的な問題を抱えています。所得割基礎額の200万円以下の方が多く占めています。低賃金、非正規労働者や年金収入だけの無職の高齢者が被保険者の半分以上で、国民年金だけで言えば、市民の年金の金額は最大で6万5,000円、年金は6万5,000円、平均で5万数千円の低年金という状況であります。

一方、保険料は所得の1割を超える重い負担となっておりますが、協会けんぽでは国保の約6割前後ということで、職域保険では家族数は無関係ですが、国保の場合は家族が増えれば増えるほど均等割で加算され、保険料が高くなります。

このように、国保の保険料が高い要因は、職域保険のような事業主負担がなく、所得に無関係の均等割、平等割がかかってくることにあります。生まれたての赤ちゃんでも被扶養者ではなく被保険者となり、均等割は少子化対策にも逆行することになります。

国保税は、応能割、応益割が約その半分半分、案分して、逆算して計算されるということですから、この応益割や均等割、平等割、これをなくしていけば、法定減額の仕組みで

あるなど、一概には言えませんが、公費を1兆円投入することによって健保並みの保険水準に引き下げることが可能ということになります。

このような方向で保険料の引き下げを図ることは、第一に同じ住民間で加入する医療保険の違いによって保険料が大幅に違うという現状を是正して、平等化に近づけることができます。

そして、第2に、国保被保険者の暮らしと医療を守ることができます。

第3に、国保の破綻を防ぎ、国民皆保険を守るという大きな意味を持つものもあります。

高過ぎる国保税を引き下げのために、均等割、平等割をなくせば、他の健康保険の被保険者の保険水準との格差を是正することができて、大幅な国保税の引き下げが実現することができます。このことによって、税金や国保料を納める大原則である高い所得からは高い保険料、低い所得からは低い保険料という、本来の実質的な平等、そして累進性に基づく集め方への改善となるという、そういう意義をもあわせ持つものであります。

こうしたことは、これまで全国知事会や全国市長会でも求められており、野洲市議会からも求めるべきであると考えております。

また、既に一般会計繰入で均等割の軽減を行っている、そういう自治体もあります。自治体の役割は、住民福祉の向上という観点からすれば、高い国保料の引き下げを行うべきと考えます。

以上のことから、賛成討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第14号について、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、意見書第14号年金制度の充実を求める意見書（案）について、原案に対して反対の立場から討論いたします。

提案者の主張するマクロ経済スライドの調整の見直しについては、年金財政の悪化を避けるため、一定の調整を決めて年金の支給額から差し引き、支給額の伸びを賃金や物価の上昇分より抑えることで長い年月をかけて年金給付の水準を調整する仕組みで、現役世代の負担能力に応じ、持続性を高め、給付水準を確保するための措置で、一定評価することができます。

また、年金者や低所得者への配慮として、消費税率引き上げ分を活用し、基礎年金に上乗せして、年金生活者支援給付金の支給が開始されます。これは消費税率が10%に引き上げとなる来月1日から施行されることになっています。

さらに、無年金者への配慮として、平成28年11月16日の改正年金機能強化法によ

り、年金の受給資格を得るために必要な受給資格期間を25年から10年に短縮し、平成29年10月から約64万人が新たに年金を受け取れるようになりました。

提案者の年金生活者の視点で生活できる年金制度の改善、底上げの必要性は一定認めるものの、我が国政府において、年金制度の見直しについて今後も行われている状況であることから、意見書案については、マクロ経済スライド調整の見直しによる不足金額について、提案者の対案である大企業、富裕層への理解と基金解約への実現性を観察し、しばらく見守る立場から、反対の討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書14号年金制度の充実を求める意見書（案）について賛成の討論をさせていただきます。

金融庁の審議会報告書で、老後30年間の生活に2,000万円の貯蓄が必要だということが明らかになりました。参議院選挙前に報告書を受け取らないと政府が発言し大問題となりましたが、最近報告書そのものをなかったことにすることが言われており、むちゃくちゃな政府となっております。

2004年に100年の安心という名で導入されたマクロ経済スライドにより年金が減り続け、2040年には7兆円の削減となります。現在、国民年金は満額で6万5,000円ですが、今の30代、40代の方は月4万5,000円となり、高い保険料を納めても生活できない状況となります。若い年代の方、こういう金額に下がるということで保険料を納めることに抵抗を持たれるのが当然だと思います。本来、年金というのは生活できる部分を補償してあげるといふ制度にならなければならない。こういった中では、やはりマクロ経済スライドというのは直ちにやめるべきです。

現在、保険料は年収1,000万円が天です。それ以上の年収の方は上がりません。健康保険は天が2,000万円であり、健康保険並みに引き上げれば、1兆円の財源を生み出すことができます。

また、非正規雇用から正社員化に切り替え、年金保険料を納めてもらえる方を増やしていくこと、200兆円の積立金を計画的に活用していけば、マクロ経済スライドをやめることができます。年金の底上げを図ることもできます。老後2,000万円の貯金が必要ということもなくなります。

年金制度の見直しを図り、安心して生活できる年金制度の充実を求める意見書に対する

賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第10号太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第11号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第12号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号国民健康保険税引き下げに必要な国庫負担の増額を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第13号は否決されました。

次に、意見書第14号年金制度の充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第14号は否決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出をいたします。

暫時休憩いたします。再開を午後5時15分といたします。

（午後4時59分 休憩）

（午後5時15分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（山仲善彰君） 令和元年第4回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る8月28日から本日に至りますまで31日間でした。令和元年度野洲市一般会計補正予算をはじめ、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおりお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、災害対策、健康福祉施策、子育て、教育施策など、市民に関わる重要な施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。現在進めております総合計画の見直し、また、来年度予算の編成に生かしてまいりたいと考えております。

議案におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく強制代執行費をお認めいただきましたので、早急に工事の発注を進め、危険な状態を解消すると共に、市民の安全を確保し、市の役割を果たしてまいります。

また、野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例をお認めいただきましたので、令和3年度から適用することとし、それに合わせて災害に対する安全確保のための雨水幹線事業や街路、都市計画公園の整備などを進め、安心安全なまちづくりを推進してまいります。

一般質問においてご質問いただきました災害に関しましては、先般の台風15号では千葉県を中心に大きな被害をもたらしました。一部の報道では、停電が長期化する千葉県や

国の手法に遅れが目立ち、通信の不通により被災した自治体との情報共有が後手となり、被害状況の把握などにも遅れが生じ、国の対策本部の設置は数日後で、深刻な被害を長期化させたと報じられていました。本市におきましては、市民の安全安心を守るために、野洲市地域防災計画の継続的な見直しを行っており、また、災害発生時においても市民生活に重大な影響を及ぼす業務について、継続と早期再開が図れるよう、業務継続計画を昨年度に策定しております。

さらに、より実践に即したマニュアル整備として、防災初動マニュアルの見直しも進めてまいります。

また、国が要請しております市の強靱化計画の策定も早急に進めてまいりたいと考えております。

さらには、次の定例会までの間に駅前の市民病院の工事発注を行うこととなります。透明性を確保しつつ、慎重、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、これからの季節、ますます朝夕冷え込んでまいります。議員の皆様方におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き本市の発展のためにご活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

都市計画税、3年と言ったつもり、元年と聞こえたみたいで、3年度からになりますので、訂正を申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 以上で、令和元年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後5時18分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年9月27日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 坂 口 重 良

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子